

令和 6 年度上峰町会計年度任用職員募集要項

会計年度任用職員とは、令和 2 年 4 月の地方公務員法の改正に伴い、同法第 22 条の 2 第 1 項の規定により設けられる非常勤職員です。この制度の導入に伴い、当町においても、令和 2 年度より会計年度任用職員を任用しています。

このたび、令和 6 年度の会計年度任用職員について募集します。勤務条件や業務に関する詳しい内容は、採用担当課まで直接お問い合わせください。

1. 応募に関すること

1-1 募集職種

別紙一覧のとおり

応募期限

令和 6 年 5 月 10 日(金曜日)、午後 5 時必着

(午後 5 時までに申込書が到達したものに限り受け付けます)

郵送の場合は 5 月 10 日の当日の消印有効

1-2 応募方法

上峰町が指定する「上峰町会計年度任用職員登録申込書」に必要事項を記入し写真貼付のうえ、採用担当課に持参または郵送してください。

また、資格が必要な職種は、あわせて資格証の写しを提出してください。

なお、提出された書類はお返しできませんので、ご了承ください。

1-3 申込書のダウンロード

申込書は、上峰町ホームページからダウンロードできます。印刷してご利用ください。

1-4 申込書の配布施設

申込書は、各庁舎の総合窓口や受付でも配布しております。

また、申込書の配布施設では、備え付けの募集一覧も閲覧できます。

2. 選考に関すること

2-1 選考方法

書類選考ならびに面接により選考します。採用担当課から直接連絡します。

2-2 応募条件

応募にあたって年齢制限はありません。

ただし、次に該当する方は応募できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・上峰町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過していない人
- ・日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

2-3 採用までの流れ

選考に合格した場合、任用日が到来するまでは「内定」として取り扱われます。

3.勤務条件

主な勤務条件は次のとおりですが、職種により異なる場合があります。勤務場所・勤務内容・任用期間・勤務日・勤務時間など、詳しくは前述の募集一覧をご確認ください。

3-1 任用期間

令和 6 年 6 月 3 日～令和 7 年 3 月 31 日（職種により、期間が短いものがあります）

勤務成績が良好で次年度も同様の職がある場合には、再度任用されることもあります。

3-2 報酬額(給与)

経歴による加算があります。（上限があります。）

給与改定や最低賃金の改定により報酬額が変わる場合があります。

3-3 労働保険

労働者災害補償保険法または市町村非常勤職員の公務災害補償が適用となります。

3-4 社会保険

共済組合（健康保険）および厚生年金保険が適用になります。（一部職種を除きます）

3-5 雇用保険

雇用保険が適用になります。（一部職種を除きます）

3-6 通勤費

距離および通勤回数に応じて支給します。

3-7 期末手当、勤勉手当

週 15 時間 30 分以上の勤務かつ任期が 6 か月以上の場合に該当します。

6 月と 12 月に支給します。

3-8 年次休暇

週の勤務日数や年間の勤務日数に応じた有給の年次休暇が付与されます。

3-9 服務・人事評価

常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価制度、懲戒処分の対象となります。

3-10 時間外勤務

職種により、時間外勤務を命じる場合があります。

4. 申込先

採用担当課まで

なお、勤務条件や業務に関する詳しい内容は、採用担当課まで直接お問い合わせください。

採用担当課の連絡先は、募集職種一覧をご確認ください。